

平成 29 年（2017 年）3 月 14 日
子ども文教委員会資料
子ども教育部子育て支援担当

中野区立療育センターアポロ園における個別指導の児童福祉法内事業化について

平成 24 年の児童福祉法改正に伴い、集団療育及び個別療育については、自立支援法から児童福祉法の法内事業となったが、中野区立療育センターアポロ園では、法改正以前から区
の要綱により実施していたため、個別療育（個別指導）については、単独事業として実施し
てきた。

昨年 9 月に開設した、中野区立南部障害児通所支援施設（通称「ゆめなりあ」）においては、
個別療育（個別指導）及び集団療育について、児童福祉法の法内事業として実施しているこ
とから、同一施設間の事業の位置付けを統一し、利用者負担の公平性を図るため、療育セン
ターアポロ園における個別指導を児童福祉法に基づく法内事業として実施することとする。

1 事業法内化の概要

（1）個別指導の拡充

実施時間を拡充する。

現在：土曜日は午前中のみ → 土曜日も全日実施

事業内容（※）には変更がない。

※事業内容：保育所・幼稚園等に在籍する障害や発達に課題のある児童に対し、個別又は小
グループで日常生活において必要な訓練を行うものである。概ね月 2 回の頻度
で 1 回あたり 1 時間の枠で実施している。

（2）法内化の実施時期

平成 29 年 10 月

（3）利用者自己負担の発生

児童福祉法に基づく自己負担（障害児通所給付費総額の 1 割）が発生する。

例：自己負担額は 1 回あたり約 600 円

（障害児通所給付費総額（児童 1 人あたり） 約 6,000 円の 1 割負担相当。
月 2 回が標準的な利用頻度）

<参考>

- ・利用者の状況（平成 29 年 1 月末時点）

現在、個別指導利用者 196 人 今後、利用申請後、税情報により自己負担限度額が
確定

- ・自己負担金限度額

生活保護世帯及び区民税非課税世帯は自己負担金なし

所得割 28 万円未満 月 4600 円

上記以外 月 37,200 円

(4) 必要な手続き

利用者は、通所受給者証を申請し、障害児支援利用計画を作成する必要がある。

2 今後の予定

平成29年 3月 子ども文教委員会報告
4月～ 個別指導利用者及び事業者等への説明会実施、周知（文書配布）
7月～ 通所受給者証申請等利用手続き開始
10月 児童福祉法による事業に移行